

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和元年6月27日(木)午後1時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 稲 田 清 (副委員長) 又 野 史 朗
伊 藤 ひろえ 遠 藤 通 田 村 謙 介 戸 田 隆 次
前 原 茂 矢 倉 強

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

[経済戦略課] 雑賀課長 山浦産業・雇用戦略室長 坂隠企業立地推進室長
藤堂係長

[商工課] 毛利商工課長 高浦商工振興担当課長補佐 植松係長

【文化観光局】岡参事兼局長

[観光課] 鷓篔課長

[スポーツ振興課] 深田課長

[文化振興課] 下高課長 萩原課長補佐兼文化振興担当課長補佐

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[地籍調査課] 景山課長

[水産振興室] 赤井室長

【都市整備部】錦織部長

[建設企画課] 伊達課長 角課長補佐兼総務担当課長補佐
佐藤課長補佐兼管理担当課長補佐 折戸課長補佐兼企画調整室長

[都市整備課] 福住次長兼都市整備課長 北村課長補佐兼公園街路担当課長補佐
赤井河川橋りょう担当課長補佐

松本課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 山浦次長兼道路整備課長 渡邊課長補佐兼道路改良担当課長補佐

[営繕課] 前田課長

[建築相談課] 湯澤次長兼建築相談課長 神門課長補佐兼建築審査担当課長補佐

[住宅政策課] 原次長兼住宅政策課長 東森課長補佐兼住宅政策担当課長補佐

潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】矢木部長

[下水道企画課] 藤岡課長 山崎下水道企画室長 金川総務担当課長補佐

[下水道営業課] 遠藤課長

[整備課] 宮田次長兼整備課長 山中課長補佐兼管路整備担当課長補佐

清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 田口次長兼施設課長 高浜施設維持担当課長補佐

松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐

【農業委員会】宅和事務局長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 足立議事調査担当事務局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 今城議員 岩崎議員 岡田議員 岡村議員 奥岩議員

門脇議員 土光議員 三嶋議員 渡辺議員

報道関係者3人 一般3人

審査事件及び結果

議案第63号 財産の処分について [原案可決]

請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を国に
求める請願書 [不採択]

報告案件

- ・米子市文化活動館（旧勤労者青少年ホーム）の令和2年度からの指定管理者の募集について [経済部]
- ・令和元年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等【下水道部】について [下水道部]
- ・車尾地内の特定空家等に係る略式代執行について [都市整備部]
- ・街区公園利用アンケート集計結果報告について [都市整備部]
- ・一級河川斐伊川水系旧加茂川の名称変更について [都市整備部]
- ・令和元年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等【都市整備部】について [都市整備部]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○**稲田委員長** 都市経済委員会を開会いたします。

本日は、21日の本会議で当委員会に付託されました議案1件、請願1件を審査いたします。

経済部所管について、審査いたします。

議案第63号、財産の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** そうしますと、議案第63号、財産の処分につきまして、御説明いたします。

議案書のほうをごらんいただきまして、議案書の63の1ページをごらんください。これは崎津アミューズメント施設用地、愛称名は崎津がいなタウンと言っておりますが、そのうちの未利用地のうち、面積1万5,001.72平方メートルの土地につきまして、市内の物流事業者である株式会社ことぶき流通システム様に、事業所用地として処分価格4,584万円で売り払いを行おうとするものでございます。

これによりまして、長年未利用であった土地が有効活用されるとともに、市の財政及び

地域経済に寄与できるものと考えております。

以上が財産の処分についての概要でございます。

**○稲田委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 問題は、今回の処分のほかに、あと残地としてどのくらい残るんですか、崎津アミューズメント用地。

**○稲田委員長** 雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** 議案書の裏面を見ていただきますと、今回の売り払いを行おうとする土地が、色分けがしてある部分でございます。道を挟んでもう一つ小さな三角形の部分がございまして、これが約2,700平米ほどございまして、それがまだ残地として残ります。以上でございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これは将来的には、どういうふうに対策考えておられますか。

**○稲田委員長** 雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** もし、御要望、処分の御希望の事業者様があれば、そちらのほうに処分をしたいと思っております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これは本会議でも議論させてもらったけども、いわゆるこの土地というものは、いわゆる土地開発公社の解散に伴う処分に伴って、いわゆる代物弁済という位置づけがしてありますよね。もう一度この代物弁済に至る経緯、経過はいいけども、帳簿価格、それと今回の売却金額と、その差し引き差額、これをちょっと確認させてください。

(「帳簿価格は。」と雑賀経済戦略課長)

**○稲田委員長** 発言は挙手をして。

(「済みません。」と雑賀経済戦略課長)

雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** 帳簿価格につきましては、総務管財のほうでお聞きしましたところによりますと、約8,100万円ということで聞いております。今回の売り渡しが4,584万円でございますので、そのあい差分がということになります。

**○稲田委員長** もう一度売り渡しのほうの金額をもう一度。

**○雑賀経済戦略課長** 売り渡しが4,584万。

**○稲田委員長** 4,584万円、はい。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 総務管財課が出した数字というものが、いつの時点のものなのかな、僕の手元にあるやつ、きょうは持ってきてないけども、1億1,500万ぐらいの数字になってなかったと思うんだがんな。これは今2,700平米が入るとるかどうかわからんけども。問題は本会議であれも議論して、副市長も前回の委員会でもいろいろ検討してみたいと言っていたけども、代物弁済の財産の処理の扱い方ですね、その後財政課なり総務管財課も含めて、どのような扱いについての事務的な協議が行われてきてるんですか、全くされてないんですか。で、今後の対応について。

○**稲田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 先回の御議論の際私が申し上げたのは、委員御指摘それから経過も踏まえつつではありますが、現在の公会計の制度ではいわゆる複式簿記のような、いわゆる資産の目減り分を特別損失として計上するような仕掛けというのは、仕掛けの中に入っておりません。ただ、近時公会計の複式簿記化といいたいまいしょうか、いわゆる新公会計制度というものが入ってきておまして、その中でそれに似たような制度というのが、入ってきてつあります。これは現在進行形ではありますが、そういった、今過渡期であって、今回のような取り扱いをする際に、特段の、新公会計制度ではいわゆる特別損失と同じような扱いは出てまいりますけど、通常の公会計では特段の取り扱いを何かするという必要はない制度になっておるということを御説明申し上げたところでもあります。ただ、今後新公会計制度が今入ってきておきますので、その中で適切には取り扱ってはまいりますけど、ということをお願いするつもりであります。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまりきちんと、こういう代物弁済の財産の処理についての経過がわかるような扱いを事務的にしてるということですよ。

○**稲田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** そうなります。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

矢倉委員。

○**矢倉委員** これに関連してだけども、遠藤さん言われたあのことは、以前からずっとあったんですね。これ金額は小さいんだけど、出してもらったらいけど、バブルが崩壊したときに、企業もそうだったけど、米子市の財政が大変な状況になった。なぜなったかっていうのは議会もあんまり、市もわからなかった思うんですよ。財産、含み財産というものをやはり考えていたんだけど、それが逆ざやだったですよ、逆になった。それが数十億単位だったんです。

それでもう1回質問しますけども、だから遠藤さんが言ったそれは、やはり別途でもやはり報告しておく必要があると思う。わかりにくい。大変な状況だったです。これがね、米子市の財政が破綻するんじゃないかっていう声も出た、そういうところなんです。だから今遠藤さんが言われたそのところは非常に重大なところですので、今後もやはり検討してもらいたいなというように思っております。以上です。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

特段なければ、討論を終結してよろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第63号、財産の処分について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 8 分 休憩

午後 1 時 4 2 分 再開

○**稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

請願の審査をいたします。

請願第 1 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を国に求める請願書を議題といたします。

紹介議員からの説明を求めます。

岡村議員。

○**岡村議員** ありがとうございます。請願第 1 号について、紹介議員として賛同する理由を述べさせていただきたいと思います。

2006年の都道府県別の最低賃金は最高の東京都が985円、最低の鹿児島県が761円、その差が224円にも広がっております。しかし、東京都でさえ、年1,800時間働いても月収で14万7,000円、年収で177万円です。鹿児島県ではそれぞれ11万4,000円、137万円ということで、年収200万円以下のワーキングプアの範囲にとどまっています。それを1956年静岡労働基準局が最賃第1号を示しましたが、その当時女工と呼ばれた非正規の女性労働者を対象とし、家計の主たる担い手ではなく家計補助労働という位置づけだったものです。それが今日では非正規のフルタイム化と正規労働者の低賃金化という労働環境の中、最低賃金法第9条2項で地域別最賃について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとされているところです。

しかし、現実には最賃額の目安を議論する審議会には、賃金の実態や賃金支払い能力にかかわる景気動向の資料は豊富に出されているにもかかわらず、生計費の根拠となる資料はほとんど示されていないのが実態です。ことし3月15日の参議院予算委員会での日本共産党の山添拓議員が、現在の最賃が生計費を満たしていないという認識はあるかと質問したのに対し、根本厚労相は、生計費を満たしているかどうかという話で言えば、私はちょっと厳しいかなと思いますと答弁しています。欧州議会では平均賃金の60%をEUの最低賃金目標とすることを呼びかけています。

日本の最賃平均の874円は、平均賃金の35%にしかすぎません。これを欧州議会のいう60%に引き上げれば1,500円になると試算されています。私たちは直ちに時給を1,000円への引き上げ、1,500円を目指すことを提唱しています。少な過ぎる国の中小企業の賃上げ支援の予算を抜本的に引き上げて、それによって中小企業の社会保険料の事業主負担分を減免し、賃上げの応援をすることが大切だと考えています。また、東京と比べて1番低い県は、年収で40万円低い。地域からどんどん労働力が流出して大都市に集まってしまうという実態があります。最賃そのものが、地域経済を疲弊させる一つのファクター、要因となっています。また、地方は住居費が安いかわりに、移動に必須の自動車維持費がかかり、トータルの生計費に地方と都会ではほとんど差がないということが言われております。

以上の点などから、最低賃金を直ちに全国どこでも1,000円に引き上げ、全国一律最低賃金制度、これにすることが必要だと考えます。以上です。

○**稲田委員長** 紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対して、質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** よろしいですね。

次に、この請願に対する質疑がございましたら、挙手を願います。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** それでは、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて御意見を、お一人ずつお願いいたします。

じゃあ、又野委員からお願いします。

○**又野委員** 結論から言いますと、採択を主張させていただきます。

先ほどもありましたけれども、最低賃金の地域間格差も、東京一極集中の要因になっていると言われていています。国がしっかりと中小企業の支援を行って、全国一律で最低賃金1,000円を実現することは、地方の活性化、地方創生に大きくつながると考えております。そして今政府の骨太の方針でも全国平均で1,000円に引き上げると、そして今度参院選もありますけれども、それぞれの党が最低賃金1,000円、さらにはそれ以上について公約を表明しておられます。ただこれ平均なので、全国一律ということが私は重要だと思っているんですけども、この請願今のタイミングで国に出せば本当に実現できる可能性が広がっていると言えますので、採択を主張いたします。以上です。

○**稲田委員長** 続いて、前原委員。

○**前原委員** 結論から言うと、不採択ということです。

○**稲田委員長** 不ですね。

○**前原委員** はい。

確かに地域間格差はあると思います、正直な話あると思いますけども、やはり今の経済状況の中で、政権が今1,000円を目指してやられるということで、毎年若干ながら上がってきておりますので、その推移を見守っていきたいなと思いますし、急激な賃上げになりますと今度経済のほうで混乱してしまうということもありますので、その辺を考えながら、勘案しながら現在は不採択というか、この請願に対しては不採択という考えでございます。

○**稲田委員長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も不採択の立場で発言させていただきます。

最低賃金を1,000円を目指すというのは私も賛成でございます。しかし、現状すぐに、賛同議員は直ちにとおっしゃいましたけれども、それは無理があり、現実的ではないのではないかと考えております。たとえ一時的に国の支援策をしたとしても長く続かない。そうなりますと、零細企業は倒産ということになりかねないと思いますので、現状では不採択ということをお願いしておきます。

○**稲田委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 私は不採択を主張したいと思います。

**○稲田委員長** 不採択ですね。

**○矢倉委員** なぜかという、この3番、4番については、同調できます。1番については、やはりこれも検討をしていくことも可能だろうなというふうには思っておりますが、2番の全国一律というこの最低賃金、これについては同意しかねるということです。これは全国で物価も違うし、企業の形態、特に地方においては零細企業が多いわけですね。新しくベンチャー企業を起こす人あるいは、中小零細、特に零細な人も実質の所得水準っていうのは、給与所得者よりも果たしてどうなのかっていうぐらい厳しい状況にあるわけです。そういう中で、経済の活力、いろんな観点からいえば、私はこれは認めがたいし、その中で全国いろいろ議論をして、その実態に合った賃金をつくっておる。全国、金太郎あめみたいに一律にするというようなことは、私はあつてはならないと思っております。

これを議論していくと、自由主義経済からあるいは社会主義的なものなのかっていう考えになっちゃうと思うんだがね。私はあくまでも、最低賃金はある程度のところで押さえてあとは、自由競争しながら経済の活力を高めていく、そして皆さんの賃金を上げていくという方向を私は選択すればいいと思っております。したがって、この件については、賛同しかねる。不採択を主張したいと思えます。以上です。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私も不採択を主張します。

理由はやっぱり、安倍さんが言っとる2020年までに全国的に1,000円を目指すという政府の方針を示してはおるけれども、本音から言えば、早くこれはやるべきだなということについては、私もそのとおりだと思う。ただ、国民、国内的な世論を含めて、1,000円以上という文言が出てきておるということなんかちょっとひっかかるですね。それから一律最低という言葉自身もちょっと私にはひっかかる。そういうところでちょっとこの請願そのものは、採択はできない。ただ、現在の経済の状況を脱却するためには、国内における賃金というものをやっぱり向上させていかにやいかんと。これは大きな僕は課題だと思っております、経済的には。そういう意味では最低賃金の引き上げというのは、当然念頭に置いた経済というものを、今の現状からの脱却に結びつけて。この議論については私は賛成です。

**○稲田委員長** 田村委員。

**○田村委員** 私も不採択を主張したいと思えます。

理由は先ほど来出ておりますお二人と重複するんですけども、やはり今東京がおよそ1,000円近い、985円ということ。鳥取県が762円、これを一律1,000円にすると、いわゆる例えば東京であったとしてもあと15円上げればワーキングプアはなくなるのかというような話も出てまいります。実際に1,000円というものに対して全国一律というものについては、やはり物価の違いであるとか、さまざまな立地上の違いから、これはあるべく姿かなというふうには思っております。ただ、政府のほうがこの低賃を1,000円目指すという方針に対しては、望むべくではあるんですけども、いわゆる大企業というのは五、六%といわれております。それ以外の中小企業が本当に多くの、そういったものの支援策を拡充とかなかなかちょっと無理があるかなというふうにありますし、要旨の4番目の、買ったときとか低価格設定とか、実際に本当にあるのか。そういった中小企業いじめというような言葉っていうのは私も承知はしているんですけども、実際に今そうい

うものが横行しているのかっていうところについても疑問はあります。よって、不採択を主張したいというふうに思います。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も採択をしないということで主張したいと思います。

皆さんのおっしゃったとおりの内容でございます。先ほども今田村委員さんも言いましたように、買ったときとかそういうような実態が本当にあるのかどうか、私たちも承知はしておりません。一方、今の安倍政権の中で、働き方改革、同一労働同一賃金という大きな表題で掲げて今施策推進をしておるわけございまして、やはりその中で、今の3番のところの中小企業の税の負担の軽減とかというような今の社会構造上の中では、これが本当にベターなのかどうかというような疑問がありますので、採択をしないということで主張したいと思います。

**○稲田委員長** 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

請願第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を国に求める請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…又野委員]

**○稲田委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

先ほど不採択と決しました請願第1号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に確認いただきたいと思います。その方法でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○稲田委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、経済部から報告が1件ございます。

米子市文化活動館（旧勤労者青少年ホーム）の令和2年度からの指定管理者の募集について、執行部からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 米子市文化活動館の令和2年度からの指定管理者の募集について報告をさせていただきます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、米子市文化活動館の管理に関する業務に指定管理者制度を適用することとしております。その適用方針について、報告をさせていただきます。

施設の名称ですけれども、米子市文化活動館、愛称としてがいな館というふうに位置づけております。管理業務の範囲といたしましては、ここに（1）から（5）に挙げております。それから、3といたしまして、使用許可事務の代行はありということにしております。それから、4番で利用料金制度の採用につきましては、本指定管理の期間ではありというふうに位置づけております。それから、指定の期間ですけれども、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を予定しております。選定方法としては、公募を予定しております。公募の日ですけれども、告示日を令和元年7月1日を予定しております。公募の受け付けですけれども、7月の8日月曜日から8月の16日金曜日までを受け付け

の期間としております。

今後のスケジュールですけれども、応募の受け付けを8月の16日まで行いまして、その後、部内の選定会議、それから諮問を市が設置します指定管理者候補者選定委員会のほうに出します。それから委員会のほうで調査・審議をしていただきまして、答申を受けます。11月の閉会中の本委員会で報告をさせていただき予定しております。それから、12月の市議会への議案の上程を予定しておりますところでございます。

報告は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時55分 休憩**

**午後2時00分 再開**

**○稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から1件の報告がございます。

令和元年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等（下水道部）について、執行部からの報告をお願いいたします。

藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** そうしますと、お配りしております資料に基づいて御説明申し上げます。

まず、令和元年度の社会資本整備総合交付金、そして防災・安全交付金、それらのうち公共下水道事業に係る国庫補助の配分状況について、御報告いたします。

この2つは公共下水道事業に対する国庫補助でありまして、資料のうち交付金種別で3つ載せておりますけれども、上の2つが公共下水道事業に係るものでございます。まず、1つ目の社会資本整備総合交付金ですが、これはインフラ整備に充当する補助、成長強化や地域活性化等につながる事業の補助でありまして、下水道では管路の新設等の、いわゆる未普及解消を対象にした補助でございます。それから、その下の防災・安全交付金ですが、これはインフラの再構築、生活空間の安全確保に資する事業ということで、下水道では施設の老朽化対策、事前防災・減災対策等を対象としております。これらの補助は、国から県に配分を受けまして、その後、県から市町村に配分をされます。令和元年度の国の配合方針の考え方といたしましては、このところ災害がありますので被災地の復旧復興、それから国民の安全安心の確保、力強く持続的な経済成長の実現、豊かな暮らしの礎となる地域づくりという4分野を重点的に補助をするという、配分をするという考えを持っておられます。このうち、特に重要インフラの点検結果等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を現在、国のほうで方針を立てておりまして、この3カ年の集中期間に入っております。これらの基本的な考えをもとに、地域の実情、要望、事業の必要性や緊急性などに合わせて配分が行われております。

まず、真ん中の防災・安全交付金のほうをごらんください。市の要望額に対しまして、交付配分額が同額の5億3,470万、満額の配当をいただいております。このうち、管渠改築費及び処理場費の一部について、右側のほうが当初予算の配分、予算額を入れており

ますけれど、本市の当初予算編成時には、補助対象事業となるかどうかを県と協議をしておりましたので、予算上は起債で充当する形で財源を組んでおりました。これらの事業が結果としまして要望が全額配分をされましたので、国費の予算額を市の予算額と比べていただきますと、市の予算額を国費の配分が上回っている形になっております。これらにつきましては、今後3月におきまして実績を踏まえて補正予算で財源の組み替えを検討をしております。

それから上のほう、社会資本整備総合交付金のほうをごらんください。こちらは国に対する要望額5億850万に対しまして、国費の配分は4億2,420万でありまして、配分率は83.4%となっております。この配分理由につきまして、県から国に確認をいただきましたところ、現在、先ほどの国土強靱化ということで、防災安全に重点的に配慮がなされたため、前年度から配分率が下回ったと伺っているところです。内訳としましては、管渠の新設が83.4%、それからポンプ場のところの金額、パーセント、80%とございますが、このポンプ場はポンプ場の設計費でございまして、事業内容を精査をしましたところ補助内示による事業費の額内で、このポンプ場の設計が対応が可能であると考えております。本年度の配分につきましては、前年度から下回ってはおりますが、例年管内流用等により再配分等もあることから、配分増について中国地方整備局及び県には引き続き働きかけていきますとともに、社会資本整備総合交付金は未普及の補助金ですので、これにつきまして令和8年度の汚水処理施設概成、いわゆる10年概成の目標を立てておりますので、これに向けて今後とも確実な国費配分に対して要望は重ねてまいる考えでございます。

それから、その下のほう、3つ目ですけれど、こちらは農業集落排水事業に対する補助金でございます。これは先ほどの2件とは別で、農林水産省所管の農林水産業の基盤整備に充当する補助という位置づけを持っております。こちらにつきましては、平成29年度に農業集落排水施設の劣化状況を調べるための機能診断調査を実施いたしました。その結果に基づいて、施設の機能を保全するため、どういった必要な対策があるのかという構想、いわゆる最適整備構想というものですけれど、これを本年度策定するものでございます。30年度のこの構想を策定をする予定としておりましたが、30年度におきましては、前年度からの工事など大型事業で継続しているところに重点的に配分をされました結果、米子市の配分は前年度は見送られた経過がございます。令和元年度につきましては、再度要望を重ねてまいりまして、満額採択されたという状況でございます。

下のほうの棒グラフ、折れ線グラフのほうをごらんください。これは当初予算ベースで国費の配分状況を28年度から比較したグラフでございます。黒い折れ線グラフ、上のほうですけれど、これが社会資本整備総合交付金の配分率、要望に対するもので、パーセントで示しております。赤の下の折れ線グラフが、防災・安全交付金の配分率でございます。なお、当初予算の比較ではございますが、国土強靱化による3カ年緊急対策事業が前回と3月議会のほうで予算を上程しておりますが、30年度の3月補正が3カ年の1カ年目となるため、全体の金額がわかりやすいようにということで、30年の補正も入れております。

また、年度の比較をしますと、29年度が前後の年度に比較いたしまして、若干事業費が少ないという形になっておりますけれど、これは28年度には、このときも国の追加補正がございまして、事業費として2億3,920万の補正を実施をしております。この補正

によって、28年度の補正と29年度の当初予算と合わせまして、切れ目のない予算編成がなされたということがありまして、この結果、当初予算の比較では29年度は前後と比べまして事業費が少ない状況でございます。

全体的にいたしまして、公共下水道のほうは、平成30年度にはストックマネジメント計画の基本計画、そして令和元年度には実施計画を策定をしております、施設の更新改築等を今後計画的に実施をしていきますほか、また、先ほど申し上げました令和8年度末の10年概成に向けての地域整備も重点的に実施をする予定にしております。これらにつきまして持続可能な事業運営、あるいは安全安心確保の観点からも国費の支援、確実な支援というのが非常に重要なものがございますので、引き続き国に対して要望を重ねてまいりたいと考えております。御説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 防災・安全交付金については100%で、米子市の当初予算額に対して配分率が多かったんで、3月補正で修正をすると、こういう説明でしたよね。社会資本整備総合交付金は83.4%で、逆に予算より少ないと。これはどう扱われるという説明でしたか。今、説明なかったかいな。

この社会資本整備総合交付金は、当初の予算に比べたら83.4%で100%来ておりませんよという説明は聞きました。けども、防災・安全の場合は、予算を上回ったから補正、修正するけど、下回った分についての社総金の分は、これは手をつけんの。

**○稲田委員長** 藤岡下水道企画課長。

**○藤岡下水道企画課長** 今、遠藤委員さん御指摘のとおり、83.4%という要望額に比べまして低い国費の配分を受けたところでございます。今年度の配分ですけれど、これは当初の配分でありまして、例年ですが管内流用等による増が若干ですが期待ができるところでございます。ですので、まずは配分増につきまして中国地方整備局、県に対して引き続き働きかけていく考えでおります。また、令和8年度の10年概成に向けまして、地域整備のほうも目標を持って頑張っているところでありますので、今年度につきまして下回った分につきましては、令和8年度までの目標に達成するように、引き続き8年間の合計の整備料ということで努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ということは、令和元年の事業の分の枠は下回ることは認められるということですか。8年間でトータルして全体は盛り上げていきますけども、令和元年は今、国の配分から見ると下がっておりますんで、その分は事業が減りますよと、こういうことだということですか。

**○稲田委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 先ほど下水道企画課長のほうも説明いたしましたけども、結果はこういうふうになっております。その足らず前のところをどうするかというお話だと思いますけども、先ほどの繰り返しになりますけども、課長のほうも申しましたとおり、まだ県内での流用と申しますか、そういうところも若干可能性としては残っておりますし、今年度まだまだ引き続きこの83.4%をさらに上積みすべく努力はしてまいりますけども、じ

やあ100%までいくのかということになりますと、これは非常に厳しいというものがあると思っております。基本的に、下水道の未普及の対策についてはこうした制度を原則活用してやってまいりたいと思っておりますけども、今年度は当初の目標の50ヘクタールが今後の努力次第ではありますけども、若干減る可能性もあるのかなと思っております。来年度以降も引き続き100%に近い額がいただけるように努力はしてまいりますけども、そのあたりのところを注視いたしまして、原則は国庫補助を活用してやるということですけども、これが何年かにわたって同じような状況、あるいはもっと減ってくるような状況ということになれば、国庫補助ではなくて、いわゆる起債単独というような方向で、できるだけ当初の目標の事業量は確保していきたいという考えでございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっと聞いときたいと思うけど、この社会資本整備総合交付金の分の管渠新設、ポンプ場、防災・安全交付金の管渠改築、ポンプ場、処理場、これ補助額っていうですか、補助割合とか、そんなのはわかりますか。50%に見えないんですけど、ではないですか。

**○稲田委員長** 宮田下水道部次長。

**○宮田下水道部次長兼整備課長** 基本的には管渠については2分の1でございます。処理場につきましては、施設に応じて10分の0.55と、それから2分の1に分かれております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** ちょっと遠藤さんと重複するんだけど、概成方針10カ年を示されて、今のそこまでのもの全部制定されたんですが、今話したように、年間10億円をかけて50ヘクタールを整備しますよという基本目標を立てた、仮にだよ。しかしながら、実際83%でしたから8億円しかつかなかった。それで50ヘクタールの8割、40ヘクタールしかできなかった。10年間である程度の目標を掲げられておった。しかしながら、これだけ今、社総金が83%ぐらいしか認めていただけない部分について計算すると、20億円ぐらい足らなくなってくる。今、部長が有利な起債単独でも発行して、そのところを整備していきたいということの発言だったんだけど、私はそこを逆に聞きたかったんです。仮にそういう補助金が十分に整備されなかった場合には、本当に本市の単独でもという今の起債単独でもやるというような考え方は本当に持っておられるんですか、副市長、間違いはないですね。

**○稲田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 確認ですけど、結論からいえばそういうことだと思っております。ただ、これは繰り返しになって大変恐縮ですけども、基本はやっぱり国庫をできれば活用したいというのがありますので、しっかりと国に米子市の実情をお訴え申し上げて、あるいはさまざまなお力をいただきながら、そして場合によっては議会の力も合わせて国のほうの交付金をしっかりとつくと、これが基本になります。そこをやりながら、それでもどうしても足らず前が出た場合には単市ということも懸念しております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私やちも今の概成10年、10カ年方針というのを市民にも私たちも説明しておるんです。それで、恐らく10年間までには必ず公共下水道が整備されていきますよ

ということを説明を申し上げておるんです。今の説明の中で努力されておることは十分に理解できるんですけど、実態論、国の施策に左右される、大きくされるんだらうなというふうに思うわけですし、やはり市民に対しても10年後にできますよ、しかしながら8割しか国庫補助がない中で、国庫補助分充当させてそれが基本ですよという考え方からいけば、来ない部分があるかもしれない。が、そこは起債充当でもきちっと市が責任持つてやるということのスタンスを持ち合わせておるということで確認したかった。じゃあ、それでいいですね、はい、わかりました。

**○稲田委員長** ほかございますか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これ今、戸田委員と副市長のやりとり、大事なことだと思うんです。問題は、それは10カ年計画の中の事業費の財政運営の中に明記されておるんですか。

(「してない。」と声あり)

**○遠藤委員** 僕が一番最近の行政を見とって心配するのが、個人の発言を言ってみたり。行政の組織方針のことは、じゃあどこに書いてあるかということ、それはありませんけどもっていった話しとるんじゃない。非常にこの何かその場しのぎの説明が多いような気がするだがん。僕は行政がそういうものであってはならないと思う。この委員会であったり、本会議であったり、議論するときの内容というものは、必ず決裁文書まで言わないけれども、きちんと文書として残っていくということの形の説明でなくちゃならないし、そういう文書が残った上での発言でなければいけません。だけど、副市長がおっしゃったのは、気持ちとしてそういう考えでやるということなのか、いや、10年間の計画でなければ、そういう財政運営をやるということを示して言っておられるのか。これは僕は大事な部分だと思うよ。どうなんですか、それは。

**○稲田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 財政運営の基本的な考え方としては、中期の財政見通しというのがあります。その中で、さまざまな投資計画を盛り込んでおります。当然、今申し上げた方針のもとで、財政推計の中にそれを盛り込んでいくという形というイメージもあるということです。ただ、財源の内訳の話になりますので、その辺のさまざまな事業、全部財源内訳になりますので、どこまでそれを精緻に、全部つまびらかに積み上げていくかっていうことになれば、そこは一定の幅といえますか、あるものかどうかは前提でありますけども、基本的にはその中期の財政見通し、財政運営方針の中でしっかり位置づける、このように…。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 今言った下水道のな、10年計画の中で国の財源を含めて、その財源が入らなかった部分については、それは起債を発行しますよということが明記されとるかどうかということを知っている。それはされてなかったら今後そういうものも明記した上で、きちんと説明できる状態をつくっておきますよ、ただ個人的なその場しのぎの発言じゃありませんよと、これを確認したいわけです。

**○稲田委員長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 先ほど言われました下水道の財政見通しということですけども、これまでに委員の皆さんにお示したのは、あくまでも国庫補助が想定どおり入るという見込

みでつくったものでございます。また、今後の補助の制度につきましては、この配分率につきましてはしっかり注視をいたしまして、また必要があればそのあたりの財源についても見直しをさせていただいて、皆様のほうに御説明させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 何かこのしっくりこないな。だけん、そういう国の財源を重点に取り込んでいく姿勢だとわかります。問題は今、戸田さんが言ったように、今回の83.4%、これ次年度はどうなるかわからないけれども、財源を確保できなかったときには、起債をもって宛てがいますよと、穴をあけませんよと、こういうことで今説明があったけども、それは本当に文章上に、こういう中期計画や10年計画の中にちゃんと載ってるんですね、あるいは載せられるんですねということを聞いております。

○**稲田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私が少し補足いたしますが、今の下水の中期の経営計画というのがあります。その中には当然今、下水道部長が申し上げたとおり、国庫補助金が得られるということ的前提とした経営計画になるということでありまして。それは当然、もし国庫補助金が得られなかった場合には、起債に振りかえるというようなことはそこには書いてありませんが、その基本になる、まさにこれも議会にお示しをして、さまざまな御意見、御意向、御議論いただきましたけども、長年の懸案であった生活排水対策、これをどう解決していくのかということについて、大きな方針を既に議会にお示ししました。その中に年間60ヘクタール、これをやっていくんだということを明記しておりますので、それが方針として、市の下水道の方針として明記されたものだと、このように考えております。以上です。

○**稲田委員長** よろしいですか。

○**遠藤委員** まあいいでしょう。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** なしですね。

ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩とします。

**午後2時20分 休憩**

**午後2時45分 再開**

○**稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から4件の報告がございます。

初めに、車尾地内の特定空家等に係る略式代執行について、執行部から説明をお願いいたします。

原住宅政策課長。

○**原住宅政策課長** 事前にお配りしております1枚物のペーパーをごらんください。車尾地内の略式代執行についてというペーパーでございますが、車尾1丁目地内の木造2階建ての物件でございます。大きい2番の(2)をごらんになってください。登記名義人はもう既に死亡されておりますが、相続人2名おられまして、その1名の方が登記簿謄本等、調査をしても確認することができない所在不明の方でございます。そのために、(3)番、

法律第14条第10項前段の規定によりまして、措置を命ぜられるべき者が確知できない者に対する公告というものを本年5月17日から7月16日までの60日間、現在公告をしておるところでございます。ちょっと前後後先になりますが、大きい3番の特定空家等対策審議会というものを4月16日に開催いたしまして、この略式代執行について諮問をしております。その結果、異存ない旨の答申を受けて作業を進めているところでございます。大きい4番でございますが、今後の予定につきましては、7月16日までの公告が終わりまして以降、除却工事の発注手続に入りまして、早くて8月下旬、遅ければ9月になろうかなとは思いますが、略式代執行をするという予定でございます。報告は以上です。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この問題については余り特段疑問がありませんけど、ちょっとどうかなと、聞いときたいことも、米子市の空き家の状況をこないだ空き家対策だったかな、パンフレットつくられて配られて、その中で、この大きく分けてブロック、南部とか弓浜とか中心市街地とか色分けした中で、大体この地域にはこれだけの空き家がありますよというものを示していると。問題は、その校區別に、あるいは町内別にこういうものが分類できないだろうかということをお私に思っているんですけども、それはできないんですか。

**○稲田委員長** 原住宅政策課長。

**○原住宅政策課長** 実は、空き家につきましては5年に1回、国のほうでされる住宅・土地統計調査というものをとっておりますが、その中で、今おっしゃいました町丁目ごとの空き家というものが出ておりませんので、仮にそれをしようと思えば、自前で全て調査をしないとけないということになりまして、今議会でも今城議員でしたか、質問の中でちょっと、失礼しました。ちょっと質問の中で答弁させてもらいましたけれども、町丁目ごとの空き家、これはあくまで推計でございますが、国勢調査とかいろんな調査の結果を推計して空き家率というものを出しておりますので、今、遠藤委員おっしゃったちょっとした町丁目ごとの空き家数、空き家率っていうのは、現段階では出してない、出せないという状況でございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** やっぱり米子市が出せないじゃなくて、国がやってるその調査の中で、米子市がそれを解明していくとか、分類していくといったような手続はとれないんですか。求めることはできないんですか。

**○稲田委員長** 原住宅政策課長。

**○原住宅政策課長** それはできないという意味ではございませんで、別途その作業が必要になってくるという意味でございます。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕、やってほしいと思うんだがんな。加茂校区40%から50%空き家がありますよみたいな数字が動いとったって、わからないと思うよ。米子市としても実際に都市まちづくりを進める上にあっても、そういうデータっていうものはきちんと把握していただいて、その上で施策というものを展開していくという基本的な問題ではないかと思うんです。だから、できるならば総務省と話しして、そういうことでは米子市としては協力し

てほしいと、こういうことやって、そのデータをまとめてほしいと。これ、厳密にそういうものが例えば、これプライバシーに関係ないことですから、何でもオープンにできると思うけど、資料ができれば。各自治会長さんたちに見てもらう、極端に言えば。そうなってくると、ええっという問題が出てくる。そこからどうするがええか、まちづくりはということも含めて考えていくことが大事じゃないかと思ってます。皆さん方もこういう実態を見とったときに、土地の用途指定を含めてどうすりゃいいかということにもこのことが発展してくるわけ、関連してくると思うんです。だけん、やっぱり資料というのが具体的なものがないと次の施策が打てないと思うということもありますんで、できることはそんな大きな金かかってやることじゃないでしょう。多分コンピューターで整理されてますから、やっていったらできるじゃないかと思う。だけん、思うんですが、どうなんですか。

○**稲田委員長** 原住宅政策課長。

○**原住宅政策課長** はっきりした数字はちょっと私も承知してませんが、今言われた調査をするのに数千万かかるというふうに聞いておりますし、国からデータを…。

○**遠藤委員** そげだがん。

○**稲田委員長** 原住宅政策課長。

○**原住宅政策課長** 先ほど国のことを申しましたけど、国のほうでそういうデータ整理されてないので、現段階ではそういうデータはないと。今言われた調査ですけども、相当な予算等をかけてつくったとして、1年後にはまたそれが変わってくる可能性があるわけです。空き家がふえる、あるいはこぼされるといった、毎年毎年状況の変化が生じてまいりますので、そのあたりでそのきちっとしたデータが必要なのか、推計的なデータでいいのかというのはちょっと判断していきたいところでございます。

○**稲田委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私のほうからちょっと補足といいましょうか、今、遠藤委員がおっしゃったみたいに、これからのまちづくりを考える上で、基本的な統計データとか、あるいはそれに基づく将来推計とかっていうのは、とても重要な視点だと思っております。それをどこまで細かい単位でやるのかということは、あるいはそれをまたどういう形で見ていただくのかというのは、個別のケースでよく考えないといけない問題だとは思っておりますが、基本的にはどこも大事なことだと思っております。住宅基本統計調査などの匿名化、匿名化というのは、いわゆるビッグデータと呼ばれる分ですけど、匿名化処理の状況がどこまで進んでいるのかという、ちょっと私も承知してませんので、改めてよくそこは勉強してみたいなと思います。そして、国の匿名化情報、いわゆるビッグデータとして公開されている部分等で入手が可能なのがあれば、それをもとにどこまで細かくできるかというのはわかりませんが、解析するようなことを少しそういった方向に向かってみたいと思います。以上です。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は、国勢調査は5年に1回ありますよね。そういうスタンスでいいと思うんです。ただ、具体的なそういうものの実態が見えてくると、僕はかなり影響が上がってくると思うんで、そのことを一つ要望しときます。今おっしゃった内容のものをぜひ手がけて。

○**稲田委員長** ほかございますか。

戸田委員。

**○戸田委員** ちょっと私聞いてみますけど、この問題が出て、私も正直言って、近所にも空き家が3軒あります。その持ち主の方にいろいろとこういう除却の補助金要綱制定されて、除却の補助金がありますよということで御案内をさせていただいたんですが、まだ4、5、6、3カ月なんですけれども、今の補助金、その除却に関する補助金の申請をされた方っていうのは何人おられるんですか。

**○稲田委員長** 原住宅政策課長。

**○原住宅政策課長** 現在、申請1件でございます。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も議会で議論させていただいたんですが、やっぱり周知の仕方、回覧で回っておったんですけど、回覧私も見ました。しかしながら、そのある程度の、遠藤さんと今重複しますが、やはりそういうふうな自治会でもある程度限定といいますか、わかるわけですよね、持ち主の方に。そういうような方たちにも御案内をする、私たちがさせていただいておるんですが、市のほうからそういうふうな、いわゆる促すというような手法はとっておられないですか。

**○稲田委員長** 原住宅政策課長。

**○原住宅政策課長** このたび創設しました除却の補助金につきましては、これは対象が特定空き家が対象でございます。ですので、通常の空き家は対象になっておりませんので、特定空き家は現在44軒です、指定されてますけど。この方々の相続人様には全て郵送で御案内をしております。ですので、あとはホームページとか、今言われた回覧とかって一般的な周知はそういったことに努めておりますけれども、その空き家の方に全てに御案内するということは対象ではございませんので、しておりませんので、対象となる方には全て案内させていただいております。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** それは、案内された方の中で、逆に情報というか、そういうふうな促された、それで実行するというようなスタンスっていうのが、そういうのに意向っていうんですか、そういうのも1件だけということで、そのままあとは言葉は適切じゃないかもしれませんが、放置をしておるといふ、要は状況を見定めておるといふような、静観をしておられるような状況ですか。

**○稲田委員長** 原住宅政策課長。

**○原住宅政策課長** 1件は確定ですけど、今そのほかに二、三件の相談が来てるという状況でございます。

**○戸田委員** 最後にします。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** それで、議会の中でも国の動向を見ながらということで、1年ほど今ついとるんですが、5年間もつというような補助制度の延伸というような考え方、対応ということは考えておられないんですか。

**○稲田委員長** 原住宅政策課長。

**○原住宅政策課長** 5年間は前回も御説明したとおり、引き続きやっていきたいというふうに考えています。

○**稲田委員長** ほか。

田村委員。

○**田村委員** 済みません、ちょっとお聞きしたいんですが、前回、陽田町でこの代執行されたと記憶しております。あそこは今、更地のままなんですか。

○**稲田委員長** 原住宅政策課長。

○**原住宅政策課長** 陽田町につきましては、奥のほうに母屋がありまして、道路際に蔵、倉庫がございます。その倉庫をこぼして、そこの部分は更地にしておりますけども、奥の建物はまだ残ったままということでございます。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** そのこぼした後の所有者、所有権というのはどうなんです、その元の人の名前で今もなってるんですか。

○**稲田委員長** 原住宅政策課長。

○**原住宅政策課長** その陽田町の代執行、略式代執行しましたのは、相続人さんが全くおられないということを確認しましたので、代執行を行ったものでございまして、ですので、その土地はそのままの誰もかまってる状況になっております。

○**稲田委員長** 田村委員。

○**田村委員** じゃあ、仮にそのきれいになった後に、万が一、あ、これ私相続人ですってひょっこりやってきた人がもしいたとしたら、その人に請求できるんですか。

○**稲田委員長** 原住宅政策課長。

○**原住宅政策課長** 仮の話なのでなかなか申し上げにくいのですが、基本的に、代執行を行いますと、した行政側はその所有者の方にその代金を請求ができますので、そうすると新たに相続人が我々の調査では見つからなかったんだけれども、見つかったということになると、そういう手続をするものと。

○**田村委員** わかりました。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ちょっと外れるかもしれないけど、既に空き家になっとなら、屋敷も草ぼうぼうだったというのは僕のところも目につくところあるんですよ。ああいうところに対しては、何かいい対策はないものですか。特定空家にはなっていないけども、地域の環境から見ちゃうと、これこのままずっとそのまま持ち主さんが片づけるまで、みんな知らん顔だわいという、こういうことでいいのかなと、何かそこに少し手を差し伸べていくような方法はとれないもんかなと思うんです。それは、行政としては無理の範囲ですか。

○**稲田委員長** 原住宅政策課長。

○**原住宅政策課長** 私どものやっている事務は、特定空家だけを取り扱っているわけではございませんで、今おっしゃった特定空家にはなっていないけれども、空き家で敷地内は草ぼうぼう、環境が悪い、あるいは瓦が落ちそうとかいうのは、例えば地元の方々、自治会長なり隣地の方から情報が寄せられますと、我々のほうでその所有者並びに相続人さんの調査をいたしまして、その状況を写真をつけて御説明しております。相談をいつでも受けるので、下記の担当まで御連絡くださいということで、全てそういう文書を御案内申し上げております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 今おっしゃった自治会長さんから要請にするという形になるわけ。

○**稲田委員長** 原住宅政策課長。

○**原住宅政策課長** 別にどなたでもそれは、我々是对応いたしております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 大変失礼だが、それ一般的に周知されてる状況にあるだかいな。公民館なら公民館にそのようなものの情報がちゃんと備えつけてあるとか、あるいは自治会長さん方にそういうものが各年度の初めに説明書きが届くというような形でいってるとか、今の状況を聞いてみると、どうもそれが見えないような感じするんだけど、とりあえずきょうおっしゃったことは、例えば公民館の中に据えつけてあったり、自治会長さんがちゃんと情報を確認されればね、もう少し僕は違ったことが地域で起こったりしないかなと思っ  
とるんです。それは何を意味するか、そういうことによって、そこに相続人さんに対しても話がいき、地域からそれは片づけなければいけないということになれば、片づけないけん。それをどう処分されるかは別にして、新しいまちの姿がそこでまた出てくるんですよ。そういうために行政が少し調査することができないかなと思って聞いておるんです。

○**稲田委員長** 原住宅政策課長。

○**原住宅政策課長** 今おっしゃったことにつきましては、全体的には固定資産税の御案内する封筒に、空き家でお困りのことがあれば、私どもの課に御相談くださいという文言を封筒に入れて発送しておりますけれども、今おっしゃった公民館なり地域の住民の方によりわかりやすくということが現段階なされていないのも現実でございますので、ちょっとそのあたりどういう方法がいいのか、ちょっと内部で勉強をしたいと思えます。

○**遠藤委員** ぜひ検討してみてください。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないようですので、次に参ります。

次に、街区公園利用アンケート集計結果報告について、執行部から報告をお願いいたします。

北村都市整備課公園街路担当課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** そうしますと、街区公園利用アンケート集計結果について報告させていただきます。昨年の10月に街区公園の利用者のニーズや利用状況等を把握する目的で、自治会単位でアンケートのほうを実施いたしました。その結果がまとまりました。今回の街区公園の利用アンケートなんですけども、対象自治会が102自治会で、回答をしてもらいました自治会が76自治会ありました。

アンケートの内容としましては、公園の利用状況、その公園に今後求めること、その公園の今後のあり方について、アンケートを実施しております。利用状況については、小中学生の子どもさんが多く利用があり、日常的に利用されているというような回答を得ています。今後求めることにつきましては、休息場所の整備や遊具の充実の回答と、その他の意見として、樹木の整備などに関する回答が過半数を占めている状況です。今後のあり方の御意見の中で、過半数の自治会が現状維持という回答を得ておりますが、ただ、その中に廃止をしてもいいという意見も2件ありました。その1件については皆生4丁目地内の公園で、3自治会が利用する公園なんですけども、その中の1つの自治会から廃止をし

てもいいよという意見が出ております。もう1件につきましては、彦名町の公園です。この公園につきましては、公園が市道で分断されており、多分使い勝手が悪いとかっていうことで廃止という意見が出たんじゃないかと思っております。

最後ですけど、今回のアンケートで、利用者のニーズや利用状況等を全て把握することはできてないと思います。しかしながら、これを今後の公園施設整備などの参考として、よりよい利用をできるように努めていきたいと思っております。以上で報告を終わります。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これ、どこの公園なのかさっぱりわからないな。7つの公園って言われたって、どこの公園なのか全くわからない。それから、どういうアンケートの結果、こういう集約になったのかってのが全く見えてこないんですね、これ見たら。何か大変言葉が悪いけども、今後、公園を撤去整備していくための根拠にしていこうというようなものでしか見えないと思うんです。本当にこうなのということを疑問が僕は残る。だけん、もう少しこういう結果、きょうの説明でアンケートも本当にどういうアンケートをもとにこういう集約ができましたというものをまた議会の場にも提出してもらいたいと、どこの公園かっていうことがわかるものの資料の提出にしてもらいたいと思うんです。それで、自治会長さん方がどういう声を言われてるのがわかるものを出してもらいたい。それを委員長、委員会として求めたい。そうしないと、これ以上ここでお話をする意味がない。

**○稲田委員長** よろしいですか、資料提供について。では、どの公園、街区公園との全然関連性がわからないということで、それがわかる資料をお願いしたいということです。

福住都市整備課長。

**○福住都市整備課長** 先ほど遠藤委員から言われました今の自治会長さん宛てに出しましたアンケート用紙、それと自治会長さんから回答がありました、どの公園はどういうことというものをまとめたものをまた後日提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**○稲田委員長** ほかがございますか。

矢倉委員。

**○矢倉委員** 関連して、わしは前から言っとるんだけど、私自身も自治会長しちよるんだよね。今、少子化で子どもの遊び場所というのが非常に大事なんです。だけど遊具をつくるときに、親も周りも自治会長にもあるけども、学校現場での遊具をって言ってる。地域でも、なかなかしない。自治会さんから訴えたら、当然した人はブランコや滑り台1つぐらいつけてごしたりと自治会や、自治会としてはそんなのつけざるを得ない。それを遊具については自治会長の責任になってるわけ。だから、事故があった場合は1億円の保険掛けて、自治会長に責任とらせてる。それが気がついた人はやめる、しない。そういう実態があるんです。自治会長理解しなくなってる人いるんです。私は自治会長をやってるから、いつも言ってる。だから、ある人がほんなら遊具つけなさいよ、調べたらやめましたわ、この実態が。あんたやちが自治会長なって、やるかや。社福に移して、その金でやっとなるわけでしょう。だから公園で遊ぶところをつくらないのは、子どもたちのためにどうにかしてやらにゃいかん。それは市の、腰引いて、自治会長に責任持たしてる。という自治会

長個人が判を押さしとる、でしょう。いざとなったら、自治会長が責任とるんでしょということ。そういう実態がまず根本的に直さなだめだ。どう思うの。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 一口に公園といいましても、都市公園という公園もございますし、地域立の公園という形で地元が管理しておられる公園、さまざまな公園があるということございまして、今の都市公園については当然米子市が遊具を設置いたしまして適正に管理しているというところでございます。ただ、地域立の公園につきましても、地元のほうで遊具を整備されたという経過がある公園もございますので、それについては自治会のほうで管理していただくということではないかというふうに思っております。

○**稲田委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** そういうことじゃないんじゃないかなと。自分たちは持ちよって、自治会がやらいと言ったら、それは自治会が責任とるわね。例えば住宅分譲したら、都市計画法でこれだけの緑地残しなさいってなってるわけでしょう。住宅、家建てた人はみんな出してその緑地残したわけでしょう、市の土地だと。市に貸してくださいと、当然自治会は住民から言われるわい、ちっちゃい子どもがいるんだから、家建てた人は。そしたら、要望する。なら、自治会長が判押して、事故があったらあんたたちが責任とりなさいという、そこまで言っているでしょ。やってるわけだから。保険は掛けて、1億掛けてるでしょう。それは、過去そういう賠償請求はあったかもしれん。そういうことも、抜本的に考えてやらなきゃだめなんだ。そこをやらないと公園の、ふやしていったり、地域で子どもたちが遊べる、そういうとこができないんじゃないか。そういうとこがね、わしゃ前から言ってるんだけど、そこをやらなかったら、本当に一生懸命やっとなる自治会長なんかね、わからんでやっとなる人多いんだよ。いざ事故があったら、あんたの責任だよと、そういう実態でしょ、違う。

○**稲田委員長** 矢倉委員、確認させてください。街区公園ですよ、矢倉委員言われるの。それとも地区で独自で運営されているもの。

○**矢倉委員** 都市公園じゃないけども、今、公園緑地ってのは、できるわけじゃない、分譲すると。

○**稲田委員長** 街区公園ですよ。街区公園は、要は市の管理という。

○**矢倉委員** 土地は市の土地だわい。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 多分、矢倉委員さんが言っておられるのは、当然、民間の宅地開発をしますと、3,000平米以上の場合は、3%の緑地ないし広場を設けるという形で、それについては、市が帰属を受けて、管理するということでございますけど、そこに地元のほうで地域立、そういった形で地元のほうで遊具を設置されたというような場合の公園もございまして、そのときについては、当然地元のほうが保険とかを掛けられて、そういった管理をしとられるというところでございますが、ちょっと市が直接管理している公園とは、ちょっと違う部分かなというふうには思っております。

○**稲田委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 今、学校現場でも、子どもは遊ぶところがない。当然、公園に行く。つくるもんならつくらざるを得んで、自治会としては。そしたらそれについては、それは自治会

長に責任を持ってやるとなるとるわけなんだ。やっぱり、そういうところは市の土地だから、公園緑地だから、やっぱり滑り台やどうこうは市が責任を持ってつけなきゃだめだとわしは思うんだ。市の都市計画法で寄附させとるんだ、緑地を。砂場にしてるかどうか。その砂場に一つはブランコはつけてごせってのは、当然だわ、若いもんは。

**○稲田委員長** 街区公園ではない公園でいいですか。

(「地域立、子どもの遊び場と混同されてる。」と声あり)

**○矢倉委員** それは現実にやるとるでしょ。

**○遠藤委員** 区画整理なんかで、3%の緑地を出させるというような、市が受けとるとるでしょ、土地そのものを。そのものをどう土地の利用させるかというのは、市が判断して、その地域の自治会の皆さん方と話し合いして、方向性を決めていってるんじゃないの。いや、土地はあんた方に貸してあげますから、あんた方適当に使いなさいみたいな形にやるとるの。それだったら、3%したって意味がない。

**○稲田委員長** 福住都市整備課長。

**○福住都市整備課長** 先ほど遠藤委員が言われました、区画整理で、これは法律で区画整理法で、開発面積の3%以上の緑地をつくりなさいということがございまして、その区域の中に3%以上の緑地を設けます。その緑地につきましては、こういう広場、個人の宅地があつて道路があつて緑地というエリアがあつて、その緑地の中の使い方については、地域の方に自由に使っていただくとおっしゃる、ちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、そういうふうにご利用いただいておりますのが現状です。

**○遠藤委員** 今、矢倉さんが言つとるんは、管理のあり方のことを言つとらあだ、管理。地域の住民にしれっと投げかけておるような状態じゃ困るじゃないかと、市にせつかく寄附して、そういうものをつくることになると市に寄附して帰属されとるのに、使い方については、どういうふうにするかというのは自由でええけども、問題は、管理の権限まで地域の住民に覆いかぶせとるけ問題だと言つとられる違いますか。

**○矢倉委員** そうです。

**○稲田委員長** 福住都市整備課長。

**○福住都市整備課長** 今までは管理しておりますが、今アンケート調査にそれは街区公園につきましては、市で遊具を設置しておりますので、自治会長さんにそういった、今矢倉委員が言われる自治会長さんに、そういう事故があつたらというふうな取り扱いはしておりません。

**○稲田委員長** ん、街区公園はそういう取り扱いはしてない。

**○福住都市整備課長** はい。

**○稲田委員長** 今言われるのは緑地ですでの、街区公園じゃないところの話。

錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 今のその3%の緑地で確保する土地については、基本的に底地自体は市が管理ということですけども、ちょっと基本的には、そこに地元のほうが遊具等を設置されるということになると、基本的には使用許可という形で、当然自治会のほうで管理されるという前提でそういった許可をしているというような流れですので、そこについては、ちょっと市のほうで直接管理はしてないという件がございます。

**○稲田委員長** 矢倉委員。

○矢倉委員 やっぱり流れでね、地域に子どもを返して、地元で育てましょう、みんな育てましょうと。学校現場の遊具も危ないけん取ってしまっ、当然緑地でないと子どもが小さい人たちは、遊具の一つもつけてごせってなってくる。で、市はどうしてるかという、責任逃れで社福に出しとる、金を。社福から、社福に要求してやっとなでしよ。そうでしよ。わかっている。

○稲田委員長 地域の社会福祉協議会ですか。それとも市全体の。

○矢倉委員 補助金出しとるでしよ。

(「市社協に出しとるんじゃないか。間違いない、それは。」と声あり)

○矢倉委員 そういういろんなやり方を、抜本的に直さなだめだ。これは、私だけが言っとな。多くの自治会長たち、相談してくるのよ。そうしたら、いや責任は。だから、1億の保険掛けとるわけだ。過去そういうことがあったから。そのことすら、何で、それも手当の中から引いてある。わかっている。俺言っていること。そのことは、やっぱり考えないと。自治会長さんボランティア一生懸命やっとなじゃないか、みんな。それが、わからない人から見たら。大概、俺わかっているから。本当にことししていいのかどうかいつも毎年思う。それはね、わしは、相談された人、調べてみた。やめた。そういうのが多いのよ。米子市だけの問題じゃないかわからんけど。本当、わしは一生懸命やっとな自治会長さんでね、私は、個人的には、看板立とく。毎年回覧回す。親が必ず見てくれる。責任持ってやってくれと。そのぐらいやっていますよ。それでも心配なんです。本当に、ことしの俺、1カ月ぐらい出さなかった。判も押さないけんどもん、責任とりますよって。子どもがけがしたら。やっぱりこれは役所が、やるべきだと思いますよ。私もこんなもん自治会長さんがするわけないんだけど。

(「都市公園と街区公園と、地域立公園と3つだかたしか、あると思うかいな。その区分けをきちっと出してあげないや。」と戸田委員)

○矢倉委員 今、遠藤さんがわかっているから、遠藤さんが言ったわけだ3つね。そのことなんだ。

○稲田委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これな、部長な、今矢倉さん言っていることなんだけど、ちょっと思ったけど、あるところから僕は相談受けたことがあるんだけど、緑地というものの扱い自身が曖昧になっとなと違う、部の中で。街区公園は街区公園できちんと遊具も入れたり、管理して。自治会も含めて、その管理させるのは指定管理者に任せようけども、緑地というものの扱いは、どういうふうな扱いにしているかということなんだと思うよ。3%の都市計画法に基づいて空き地を出すということのものでつくったものであればだよ、それを緑地として扱っているということ自身をどういう扱いにしているわけ。それは、あるところでそこにちょっと使わせてもらえんかって相談に行ったらな、それは借地料いただきますがって言われて、物すごく怒られた方もおられたんです。だったらきちっと管理してくれという意見がこっち飛んできたわけ。僕この3%の面積の広場が、緑地という状態のまま街区公園ではありませんというものの中で、別に使われているとか使われるような状態になっていること自身が、整理する必要があるあらへんかや。極端に言えば、街区公園なら街区公園にきちんとして、今、矢倉さんがおっしゃったような地区の自治会だけで管理するんじゃないに、市が管理した上で地区の方が自由に使ってくださいという方向だっているし、何

のためにそれを3%で寄贈されたものが、緑地のままでなげておるかということ。これ点検する必要があるんじゃない、その地域地域によっては。旧市内の中で、それどっか1カ所あるよ。だから、そういうことも含めた管理のあり方を、それは普通財産で扱っているのか、行政財産で扱っているのか、そういうことも含めた中でちょっと整理していく必要があるんじゃないの。そうすると矢倉さんの言われたことにも整理がつくんじゃない。

**○稲田委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** いいですか、私の経験則で言えば、都市公園と今の街区公園と地区立公園があって、今おっしゃったように3%の中に市有地に、いわゆる寄附するやな形だがんね。で、寄附を受けた自治会が、その市有地を公園に供してほしいということで申請を起こして、市が許可をして遊具を建てるんですね。そのかわり遊具については、地域の自治会が管理してくださいということを言われるんです。それに当たって、今、矢倉委員さんがおっしゃるように、今の保険を掛けてください。で、私たちのところ大高地区自治連合会で、地区社協で地区社協じゃないと保険の受け皿がないものですから、3つかな、4つか5つ自治会があって、その地区社協に負担金を納めて、地区社協が保険に入っておるんです。だから、そのところを市の市有地であれども、地元の自治会が市のほうに公園に供してほしいという申請書がきちっとあったかどうかということなんですよ。だから、そこら辺のところを整備されて、だから都市公園と街区公園とその区分けのところをきちっと書面で提示されてあげたらどうですかということ。そうしないとわかりにくいですが。

**○稲田委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 今ちょっと戸田さん言ったの違うんだけど、うちなんかでも、うちの自治会でも都市公園と今言った2つ、3つある公園。俺もわかってるけど、それ役員は絶対わかってるよ。お金も一緒にくるんだから。それで負担金を市がやっとするでしょ。補助金の中からも差し引いてもってくるわけだから。俺しかわかってない。500何十軒の自治会の中でも、俺だけだ、わからせん。だけど、このここだけは、自治会長が責任持つとこだけん。そうなるんです。24年、自治会長しとるけん、わかるだが。まあこれはもうこれで打ち切りますけど、副市長、これは、重要なことだからね、検討してくださいよ。

**○稲田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 実は私も十分承知しておりませんので、よく調べて交通整理をして、改善すべきことは改善したい。以上です。

**○稲田委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、次に参ります。

次に、一級河川斐伊川水系旧加茂川の名称変更について、執行部からの報告をお願いいたします。

折戸建設企画課企画調整室長。

**○折戸建設企画課長補佐兼企画調整室長** そういたしましたら、一級河川斐伊川水系旧加茂川の名称変更について御説明させていただきます。お手元の資料1ページ、2ページとなっておりますけども、2ページのほうの位置図をごらんいただきまして、そちらのちょっと説明等させていただきたいと思っております。

位置図のほうですけども、これ2つの地図に分けております。上のほうが現在のこれ名

称でございます。緑のほう、これ正式名、旧加茂川。それから青が加茂川。それから赤いラインが旧加茂川放水路でございます。それをこのたび下の地図のように変更しようとするものでございます。

まず、上のこの旧加茂川を加茂川。それから、下の地図、これ今、新加茂と言われているんですけども、失礼しました。これ今、緑の破線のほうですね、これ今、加茂川と言っておりますけれども、これも新加茂川に変更。それから、赤い破線をこれが、旧加茂川ですけども、これを加茂川放水路というふうに変更しようとしているところでございます。

これは、事のいきさつといたしますか、つきましては、やはり地元、それから市民の方々に、個人個人で、その河川名の認識がさまざまだということを受けまして、それで、やはりこの今、旧加茂川が加茂川と地元ではやっぱり加茂川という愛称で親しんでいらっしゃることを受けまして、今旧加茂川っていうのを加茂川に変更するということですけども、やはり、市民とか観光客の方々がこれ河川名がいろいろだと、混乱だとかいうこともあるんで、地元の方々等から意見収集を行って、それを完成させたらどうかというふうなことが今年の9月議会の門脇議員のほうから意見がございまして、それを踏まえまして、ことしの平成31年の1月に旧加茂川を加茂川に変更する要望書を旧加茂川の沿川地区、この位置図でいきますと、済みません、行ったり来たりで申しわけないんですが、旧加茂川のこの緑のラインですね、上の地図の。この沿川の方々、10団体の方々から要望書をいただきました。旧加茂川から加茂川に変更してほしいという旨の要望書をいただきました。

そして、次に、平成31年の2月から4月にかけて、加茂川を新加茂川にするということの合意を4自治会連合会からしてほしいということを確認しております。

そして、これらの要望や合意を受けまして、今後の予定としましては、米子市から鳥取県にその要望事項を来月の月上旬に要望書を提出いたします。それから、さらにそれを受けて、鳥取県から国土交通省のほうに7月下旬ですね、要望書のほうを提出するようにいたします。それから、このような手続を経まして、最終的には、令和2年の6月ごろに河川名の変更というような過程を経まして、河川法の手続を経まして河川名を変更していくところでございます。説明は以上です。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないようですので、次に参ります。

次に、令和元年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（都市整備部）について、執行部からの報告をお願いいたします。

角建設企画課総務担当課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 冒頭1件お断りをさせていただきたいと思いますが、本資料につきまして、当日になってから資料差しかえということがございました、ここにおわびを申し上げます、申しわけございませんでした。

それでは、差しかえ後の資料に沿いまして、本市のインフラ整備の財源に活用しております、令和元年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の配分状況について説明をさせていただきます。

社総金は、従来から活用しております通常の新規整備に係るものと、防災・減災や安全

に特化した、防災・安全交付金に分かれております。

1 ページ目をごらんください。まず、道路関係についてですが、市道安倍三柳線、市道上福原東福原線、和田浜工業団地内市道の改良事業に充当いたしますパッケージ18は、要望額2億8,420万3,000円に対して、配分額は1億9,457万3,000円。要望額に対する配分率は68.5%と高くなっております。昨年度の国の補正予算を含めます最終的な配分率が35.1%でございましたので、大幅な増となりました。

続いて、橋りょう補修事業に充当しますパッケージ19は、要望額1億7,600万円に対して、配分額1億1,203万7,000円。配分率63.7%と配分率は昨年度を下回りましたが、配分額のほうは昨年度を上回るものとなりました。

続いて、道路維持補修事業に充当しますパッケージ12。これは、要望額1億700万円に対して、配分額316万1,000円で、要望額に対する配分率が3%と非常に低くなっています。昨年度の配分率が34.9%でしたので、それを下回る低い配分率となっております。

続いて、通学路の整備に係る道路維持補修事業に充当しますパッケージ16ですが、要望額6,050万円に対しまして、配分額1,935万9,000円。配分率32.0%で昨年度の配分率は下回りましたが、配分額は微増となっております。

次に、街路関係でございます。米子駅南北自由通路等整備事業に充当しますパッケージ14は、要望額7億2,534万円に対しまして、要望額どおりの満額交付となりました。

次に、公園関係でございます。公園施設長寿命化事業に充当します交付金は、要望額3,000万円に対して、配分額2,200万円。配分率73.3%と配分額、配分率とも増となっております。

次に、住宅関係でございます。市営住宅長寿命化改善事業に充当します交付金は、社総金の部分と防災・安全の部分に分かれますが、特定空家等除却補助金を含めた社総金の部分が、要望額1億262万3,000円に対して、配分額9,838万4,000円。配分率95.9%となり、昨年度の配分率を大きく上回りました。また、防災安全の部分は、要望額2,940万円に対して、配分額1,764万円。配分率が60%となり、昨年度と比べ配分率、配分額とも低くなっております。

最後に、まちづくり関係でございます。バリアフリー改修推進事業、震災に強いまちづくり促進事業等に充当します交付金は、要望額3,740万1,000円に対して、配分額2,632万8,000円。配分率70.4%と昨年度と比べ、配分率は下回りましたが、配分額は約500万円の増となっております。

以上、社総金全体では、総要望額15億5,246万7,000円に対しまして、配分額12億1,882万2,000円。配分率78.5%と配分額、配分率とも昨年度の補正を含めました最終的な配分額、配分率を大幅に上回るものとなりました。

次に、2 ページ目をごらんください。本市に対します社総金の全体の配分状況を年度当初の状況と比較した資料となります。昨年度までの傾向といたしまして、水色のグラフでお示ししております社総金を充当する事業につきましては、配分率が低い傾向がありましたことから、財源を確保するために要望額を積み増しし、結果さらに配分率が下がるといった悪循環に陥っている状況がございました。

本年度の社総金全体の要望額につきましては、昨年度よりわずかに下回りましたが、配

分額、そして配分率につきましては、昨年度を大幅に上回るものとなりました。この要因の大きなものとしたしましては、先ほど申し上げましたとおり、社総金の対象事業でございます市道安倍三柳線改良事業、そして、市営住宅長寿命化改善事業の配分率の増。それから、資料2ページの緑色のグラフでお示ししております防災安全交付金の事業、これの対象事業でございます、米子駅南北自由通路等整備事業が、約3億9,000万円の増。配分率100%などが挙げられます。

以上、令和元年度の社会資本整備総合交付金の配分状況について説明させていただきました。本市といたしましては、社会資本整備総合交付金の今後の国の補正や追加配分など、引き続き国の動向を注視しつつ、状況を見ながらより配分の受けやすいパッケージによる要求の検討を行うほか、公共施設等適正管理推進事業債などの活用などにより、本市のインフラ整備のための財源の確保に全力を尽くしてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これは下水道のときにもお聞きしたんだけど、これは担当課が変わるけん、同じ観点で聞くけども。問題は、交付金額が交付金が前年度、平成30年度と比べて、令和元年は、比較的多く配分されたという喜びの話が出てきとるけども、問題は、予算額との比較で、交付金額が必ずしも満額じゃなかったところの事業費というのが、おのずから下がってると思うんですね。交付金が多かったところは、事業費もふえて予算も上がった。そのふえたところと下がったところの対応をどういうふうにするかと、事業、予算の関係。

**○稲田委員長** 角建設企画課総務担当課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** まず、事業費のほうはふえた、配分額がふえたものについて説明をさせていただきます。お手元資料1ページのほうをごらんいただきますと、まず、市道……。

わかりました。まず、交付金が当初の、交付金の配分が多くきた事業についてでございますけれども、その事業につきましては、実際この表の中をごらんいただきますと、全体の要望額に対して、交付金額が少なくなっております。遠藤委員さんが言われましたように、事業費が落ちてる事業もございますので、その事業費の中で、事業のやりくりといたしますか、予算を受けて対応しようと考えております。

また、事業費が交付金の要望額に対しまして低くなった結果、予算額が少なくなったものにつきましては、引き続き国の補正ですとか、要望を引き続きしていきますとともに、最終的に決算を見据えた段階で、3月補正等で場合によっては減額補正、そういったことをまた御審議いただければというふうに考えております。

**○稲田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そういう補正で整理されるということは、副市長が言っとられるけんそうなるだろうと思うけど、問題は、本当この事業というのは、当初予算であって、予算が獲得して配分してくれる中でやってきたんだけど、事業の進捗として、仕方がないという形でいくのか、ほかの財源手当てで賄っていくのかということこの判断はどうされるんですか。

わかりましたか。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 今の段階は、当然、今後、国の2次補正なりそういった動向を見る必要はあると思いますけど、まずは、やっぱり補助金の獲得、そういったところに注力をしていくということで、その上で判断していくことになるということで考えております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その上で判断するって言われたらくるかもしれんけん、それはどうこうって話だけど、くるかなという感じはするんだけどもね。問題はこの市道上福原東福原線改良事業、これは随分と毎年この予算を組んで、もてあそんどるといって皆さんに失礼なんだけども、事業が進捗してないように思うんだけども、その後進捗してるの、これ。補正があるの。

○**稲田委員長** 福住都市整備課長。

○**福住都市整備課長** 今、遠藤議員言われました上福原東福原線改良事業でございますが、今月対象の本人さんとお会いしまして、事業の説明をいたしました。初耳みたいな感じでしたので、今後また引き続き交渉を重ねていきたいというふうに思っております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 前にも同じような話の説明が続いってずっと不用額で上がっとうがん、これ、決算でも。今度は絶対そういうことはないというふうに確信ができるんですか。

○**稲田委員長** 福住都市整備課長。

○**福住都市整備課長** 事業ができるように、再度、相手と引き続き交渉していきたいというふうに思っております。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それはそれでええとそうせないけん。だけど、ずっとこれ執行できてないでしょ。毎年不用額で落とすとるでしょ。1年、2年じゃないですよ、これ。だから、その言葉を信じるけども、僕そういうことが繰り返し行われているようなあり方というものを予算に計上して事業しますという形でいいのかなということを伺っとるだがん。だったら、見通しが立たなかったならば、悪いけども他のほうに財源を振り分けて、他の整備を進めていくという方向だってあるんじゃないかなということを言いたいだがん。予算に上げといて、3,500万できませんでした。落とします、決算で。これは何もない。だって、それだけの財源を確保できる状況の予算つくれるなら、できんかったら、他のほうに振りかえて、そして他の事業を進捗させていくと。こういうこともあっていいと思うんだけど。これは、1年か2年の話じゃないと思うんですね。何年もこれは続いているんだ。何年続いているんですか、この状況。5年どころじゃないと思うよ。いうことを考えると、いかがなものかなと。その辺のところの検討が必要じゃないかなということを僕は申し上げとる。

○**稲田委員長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** この上福原東福原線の改良事業につきましては、これまで再三にわたりまして、相手方のほうにお話ししてはありますが、なかなか会っていただけないというような状況が続いておりましたけれども、このたび、相手の方にお会いできたということですので、一步は前進したんじゃないかと思っております。今後もそういった交渉を続けて、できるだけ今年度に事業ができるように進めてまいりたいと思っておりますけれども、

先ほど遠藤委員さんが言われましたように、もしこの状況が進まないということであれば、他事業に振りかえというようなことも考えていかないといけないということでございます。

**○稲田委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ということで、資料はございませんが、伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** 予算決済委員会でも、ちょっと触れさせていただきましたけれども、駅前の地下駐車場、8月1日にリニューアルオープンということになっております。それに向けて、今、一生懸命工事をさせていただいておるところなんですけども、完成予定が7月の下旬ということなんです。7月の下旬にリニューアルオープンに先立ちまして、見学会というのを予定したいと今考えておりまして、日にちが決まり次第、委員さんまたほかの議員さんのもとに案内文を送らせていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○稲田委員長** 7月下旬にそういう予定があるというお知らせであったと思います。

以上で都市整備部。

遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっと全く議題と関係ないことだけでも、議員の皆さんも議長も含めて、市長もだけでも、これはこの都市整備部が正しかったのか、経済部が正しいのかちょっと今ちゅうちょしとる。成実のスーパーの閉店の問題。これ、市長にも議長にも陳情書が出て、来られとると思うんだけど、こういう問題について、僕は本当に真剣にまちづくりの中で考えてると、何かこの陳情を受けられて、その後、何か検討されていらっしゃいますか。どこかで。

**○稲田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** いわゆるスーパーの撤退に係る動きにある要望についてでございます。これは地元から、つい最近になります、要望も市長とお受けしたところでありまして。現在は、実情の把握といいたし、事業者さんが閉店に向けた動きがあるってことこの張り紙が張り出されたということがあったとお伺いしております。この実情について、今、経済部が中心になって当該事業者の方にどういう実情で、そして、経営継続の可能性やらそういった課題はどういう課題があるのか、以上のことについて事情をお伺いしているところでありまして。状況は、一部報道されてるとおりでありまして、一応私がお伺いしているところでは、もともと店舗経営が余り思わしくないという環境の中で、フロンを、これは冷蔵庫が中心だと解しておりますが、フロンの現在使ってるフロンの使用期限が今年度末で切れて、フロンを次の規格のものに変えないといけない。そうすると、相当莫大な設備投資になる、つまり機械を変えないといけんということになりまして、相当莫大な設備投資がかかるということで、今の経営状態の中では、ちょっと店舗の経営は難しいということで、そういう御判断というか、をされたというようなことだということを担当から聞いております。これについて、本格的にこういった問題が出てきたのは初めてといたたらおかしいですけど、になりますので、どういうふうに対応できるのか、そこは地元の方々からもいろいろ御要望をお伺いしておりますので、どういった対応ができるのかってことを今、考えているというのが今の実情だと。以上です。

○**稲田委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私の浅知恵で申しわけないんですが、例えば、永江の場合がね、先例があるでしょ。僕、あそこもこないだちょっと通ってみたけど、あそこの場合は、ああいう区画整理事業をした結果、そういう利便施設用地っていうのが残されて、そこに西部生協が入ったり、ワタナベさんが入ったりして、丸合さんが入ったりしている。僕はその土地の当時のいきさつから見たときに、利便施設用地の土地をどういうふう管理していくのかということ住民の皆さん方も一緒に考えられたほうがいいと思うし、僕は、取得した側のほうもそういう社会的責任を考えて対応されなきゃいけない。仮にあそこの永江団地の場合なんかも、自分がようしなかったら、誰かに移譲されるとかね、というようなそういうところに行政が一つ、手を加えるというか、指導していくというか、いう部分があるんだけど、これ何でこういうことを言ったかという、三柳団地で同じ例があるんですね、過去。それで、米子市さんがそれについて、利便施設用地としてそれは確保させると、そうやって手を差し伸べられたことがあって、今でも利便施設用地がそこに存在してるんですよ。じゃあ、採算論だけで言っちゃうと、持ち主さん全部売っちゃうんですよ。そういうことになっちゃいかんというので、永江の場合は、そういう問題が一つ残るとということと、もう一つは、やっぱりあの大きな店舗ですから、当初はうまくいくだろうということもあつたらうけども、逆に今おっしゃったように物すごいロスが多い店舗づくりになつとる部分もあるんで、そうであれば、ロスの出ないような店舗づくりをした中で、それをこのうまく経営できるような、経営をする母体を、何らかの形でNPO法人とか、形でつくれるものは、やっぱり新聞にも投書されておったんですよ、そういう意見を。そこに一つの行政の役割があらへんかなということがちょっと見えたもんですから、今、いろいろ検討してらっしゃると思いますけども、そういうことも含めて十分な対応をとってもらいたいなということ要望します。

○**稲田委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 以上で、都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時45分 休憩**

**午後3時48分 再開**

○**稲田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

委員派遣（行政視察）についてを議題といたします。

まず、実施の可否について確認をいたします。

行政視察につきましては、実施するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、実施といたします。

次に、実施の時期について協議いたします。

7、8月につきましては、既に公務や会派視察、また9月定例会も始まることもあり、日程調整が難しい状況と考えられますので、10月及び11月の日程にて実施したいと思います。こちらでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 御異議ありませんので、10月、11月に実施させていただきます。実施

日につきましては、8月の閉会中の委員会で決定したいと思います。

次に、調査事項についてですが、8月の閉会中の委員会であわせて協議したいと思います。希望の調査項目を8月13日火曜日、繰り返します。8月13日火曜日までに事務局まで提出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、以上で都市経済委員会を閉会いたします。

**午後3時49分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 稲 田 清